

Title	神代史の研究, 津田左右吉著
Sub Title	
Author	曾根, 研三(Sone, Kenzo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1924
Jtitle	史学 Vol.3, No.2 (1924. 8) ,p.167(328)- 170(331)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19240800-0167

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

書

評

神代史の研究

(津田左右吉著)
岩波書店發行

記紀の新研究によりて前人未踏の境地を開拓して、其成立と價値とを考究せし著者は「神代史の新しい研究」なる舊著に甘んずる事を得ず、研鑽の光華は實に本書となりて學界に現る。其書名よりいへば舊著の増補視せらるゝも、内容の充實と明確なる推理考察とは到底比すべくもなく、著者研究の功績を物語り「記紀の新研究」の姉妹篇たるを恥ぢざるなり。今其内容を略述せん。第一章「緒論」に於ては神代史に現るゝ物語の原本たりし帝紀舊辭及び其作成潤色時代の思想に言及し。第二章「天地のはじめに神々の生れ出でたさいふ物語」の天地剖判は太極より兩儀を生ずる易の思想と老子の道との混和に宇宙生成論を結合せしめしものにて、アメノミナカマシの神は六朝時代の元始天王思想に由來し、其耦性神は後人の作出なり。第三章「イザナギイザナミ二神の國土生成物語は政權掌握者が政治的統一を爲せる我が國土の起原を生殖作用によりて説明し、加ふるに二三の説話を支那道德思想を以て作るさいひ、第四章「神々の生れた物語」に於ける山川草木の神名に天國の美稱、彦姫の性別有るは潤色を経たるものにて其有ざるを古型とす。第五章「日神月神及びスサノヲの命の生

産物語」の中樞は日神の出現にありて、月神並にスサノヲの命は附隨して現れ、特に後者の本質は日神に反抗せんが爲に生ぜる所に存す。日神は皇祖神として絶大の權力を有するに共に、一面人間化してイザナギ、イザナミ二神の子となり、更に日の聯想は高天原統治を生み以て天地照臨の思想を誘ひ遂に國土領知を見るに至れり。而して日月なる自然現象の人より生るゝの矛盾を緩和せんとして禊なる異常事の出現をなし、第六章「ヨミの國の物語」は墓地に存するデモンの脅威といへる原始的宗教にスサノヲの命が結合して地方的傳説となり、第七章「神々の化生した物語」は神代結構の中心物語の連鎖を爲せるのみ。其カグツチの神を斬りて穀物神の母たるワカムスビの生誕を見しは火と土と穀物との關係を認めし結果なり。第八、九章「スサノヲの命のタカマノハラ」のほり並に日神の岩戸がくれ上、下」のタカマノハラのはりは上代人が興味を有せざりしと信ぜらるゝ自然現象より導かれたりといひ難く、又祝祠の宗教的信仰よりするも、スサノヲは自然現象の神とみなさざるなり。或は亦晝夜交替の象徴説なりと云ふ人あれども、其強勢を以て太陽に反抗せざるの點は是を破壊するに足り。アメノヤスの河のウケヒたるや言責獨りスサノヲの命のみにおいて、其生るゝ三女神五男神の數は三五を好む支那思想に刺

激せられたり。岩戸がくれの物語に長鳴鳥を鳴かしむる等は陽光出限を促す日蝕の呪術に由來し、日神を陽神とするの點より導かれたるものに、祭祀の風を交へたり。かくて此二物語は皇孫の父と出雲國造祖神の父が二神のウケヒによりて生ずるを、政治的色彩の下に發生せり。第十章「ヤマトナロチの物語」は神代史根幹にはオホナムチの神の父母とされるの點に聊か關係を有するのみ、誠に蛇は山川草木原野田畑に生存する靈物なりしが爲に、土地及び農業に對しても靈的性質具有者とせられ、其處女との生殖作用によりて穀物の豐饒を促すに至れり。後是以に人身犠牲の習俗を附加す。第十一、二章「スサノヲの命の子孫の神々並にオナムチの神の物語上下」に於ける子孫の神々は神代史上に人間的性質と名を有せる神、或は民間信仰に直接もしくは間接に關係を有せる神との二種に分つを得、前者はイナダ姫、後者はカムオホイチ姫の出にして、其數多數に上るは最後の潤色を経たるが爲なり。又白兔傳説は本來の説話に佛本行集經の猿話の加味されしもの、歌物語は宮殿歌謠より導かれて、神代史の他部面との關係を有せず、其多くの一名も初型は別箇なりしに、潤色者によりて結合せられ、國つくりはナギ、ナミ二神の國土生成と、内容を異にしスクナヒコナの神を祭る事によりて成就するは崇神の祭祀と規を一にし、其物語を記及び紀の一書に記さざるは領土奉獻より派生したる物語なればなり。又神代史の神々が神社の祭神化する頃此神も又民間に傳播し以てイツモ國造の宗廟と結合して益々信仰を得たり。第十三章「オホナムチの神の國つづりの物語」は荒ぶる

神の平定及びオホクニヌシの服従なる二分子にアメノホヒの命或は雉の俚諺、喪山の地名説話等二三の物語の附加潤色せられたるものなり。抑々荒ぶる神とは人生に害を與ふる惡しき精靈なるを以て、政治的君主のオホクニヌシは明に國土照臨の日神即ち皇室を神と見るの思想の起點に對しては明かに荒ぶる神となり、其兩者結合の素質を有するなり。第十四、五章「ホノニギの命の天くだりの物語上下」は皇室の此國土へ君臨せらるゝ起原の説明にして神寶親授、隨從神、ヒムガ降臨の三中心より成る。神寶物語は或時代よりの歴史的事實たりし神器傳承と、イセノ日神奉祀とが結合して降臨譚に附加せられ、其初めは鏡のみなりしが、後劍次に玉といへるが如く三數尊重の風に導かれて成立す。隨從神物語の五部神の神名諸書異なるは勢力ある部族が其祖先神を神代史に加へんとの要求より生じたる爲にして、ヒムガ降臨は日神を祖神とする皇室が日に向ふの意義を有せる此國を降臨地とするにふさはしき爲、クマソの勢力範圍たるに拘らず撰定したるなり。第十六章「ヒムカに於けるホニニギの命からウガヤフキアヘズの命までの物語」に於てホホデミの命の一名ホチリはホスセリ、ホアカリと共に産室物語に關係あるを示し、其ホホデミがホホニニギと因縁深き名なることは相異なる系統に屬するを示すものにして、系譜成立に近き頃兩者が結合せられたるなり。猶ホホデミの命の物語にハヤト起原の歴史的説明譚を除かばすべてが説話に屬す。是れイハレヒコの名が多くの紀の一書にホホデミの命とされるより考ふるに、始め此二神は一神なりしも三五の數を好む風習より命名系

統を異にせるウガヤフキアヘズの命を中間に挿入し、ヒムカ降臨より生ぜるヤマト移りをイハレヒコに結び、其後の空虚を埋めんとして生じたる結果なり。第十七八章「神代史の結構上下」には如上各章の所説を一括し記紀の諸傳は神代史の初型には非ずして長年月も多人數さによりて潤色添削の試みられし成果にして、其初型は(一)イザナギ、イザナミ二神が國土及び日神を生みて日神を天上に昇らしめ(二)ホ、ニ、ギの命が荒ぶる神を平定してヒムカに降るのみなりしが、後(二)にはオホナムチの神の服従が連り、スサノヲの命の物語が其前に挿入せられ、(一)には其前方にナギナミ二神以前の神々が附加せらるゝに至る。其後更に(二)の天降物語に附随せしホ、デミの東征物語がイハレヒコに結び、ウガヤフキアヘズを其間に置きて説話をホ、デミに加へて三代さなし、以て記紀の神代史を形成せり。第十九至二十一章「神代史の潤色上中下」、抑神代史に見ゆる宗教的の神々は初め信仰無き神々なりしも、述作者潤色者或は知識社會の思想に刺激せられて、精靈神より人間神となり次第に民間信仰化せられたるもの多く、美稱連呼或は其分離等は神を二神とするに至る。かくて生ぜし神々が氏族の祖神と結合するに至り、皇祖神たる日神及び其他の神々を聯結せしむるには、親神たるナギ、ナミ二神の出現を必要とす。又神々に性別無きは神の人間性の充分發達せざる頃のものにして、其別を生じたるものは特種の人の特種の意圖により同語調或は疊語的連稱の二神として性別を與へたり。彼の日神と雖も太陽若しくは太陽神としての民間信仰時代には性別無く、

神代史上皇祖神となるに至り、左目よりの出現は天御柱廻り或はヒホコの陽光懷胎より類推するに一時男神とせられたるが、猶此外に潤色には民間の風習、説話、或は俚言、等も多大の關係を有するも、要するにすべての潤色は何れも神代の精神と大なる關係無きものと、其擴充に分つを得るなり。第二十二、二十三章「神代史の性質及び其精神、上下」は我が國土の起原と其統治者たる皇室の由來を説けるものなれども、國土は皇室に統治せらるゝものとして皇祖神と同父母より生じたるが故に、神代は全く皇室の起原説明と斷言するを得るなり。そは神代史上の諸神中、民族的又は國民的英雄或は個人的戀愛譚の場合を除かんか、すべてが皇室權力に關係ある物語のみに働く神たるによりても知らるゝなり。かくて現在に於ける皇位世襲の事實を、思想上過去に延長して祖先の代を神代とし、日神を生れしめては天つ日嗣が血統的に現實の皇室に及ぶさなし、族制組織の發生及び皇室權力の擴張は皇祖神と諸家の祖神との調和し難き思想を結ぶに、諸家の祖を神代の事とし、皇祖神に従屬して其活動機關ならしめしが、此は皇室權力の擴大と風習閱歷の同一さが、此思想を助成發達せしむるに力ありき。第二十四章「神代史の述作者及び作られた年代」は其皇室の起原説明に重きを置きて、ヤマトに於て作られし形迹のある事並に中心物語に民衆的要素と其生活表現或は民衆的英雄の存せざる事等は神代史が朝廷の作成たるを示し、其潤色に諸氏族中皇室と特種關係ありし氏族によりて施されたるは疑を容れざるなり。其作成年代たるや、ツクシガオホヤシマに含まれたるは其

地の諸豪族が我が皇室に服従したる四世紀以後の事を見ゆれどもヒムカ降臨の話の存せるはマソ平定の五世紀なりを示すが如し。されども支那文化の色彩強く現れたるは、同文化渡來が五世紀の中期なりを以て、是が彩用に又時の経過無しとせず。従つて其最初の述作は六世紀に入りて外交問題紛糾の際、皇室起原強張の爲發生せるを示す。以上迂餘婉々其内容を説くに慌しく、反つて著者の見解を誤察したるを深く恥づるは、著者精神の一邊だに觸るゝものあらば幸ひます。思ふに從來古典に行はれたる考證學的研究或は突飛なる比較研究に不満を抱きし讀者は此書を見るに至り、初めて神代史の如何にして生れ來りしかを如實に或光明を與へらるゝものと信ず。實に此著は近來勃興續出せる神代史の研究に對して頭角を抜き、新しき鞏固なる或位置を占むるに至るものあるを疑はざるなり。然れども要するに其研究は研究に留るのみにして、今直ちに固定説としての賛意は表し難し。そ

は神代史の研究には史料無く、唯現實と想像、幻影と如實等の錯綜より生ぜざる記録、然も編纂當時の舊辭帝紀の採用範圍を考慮に入る、時、此疑は許さるべきものあらんか。(大正十三、五、十四、脱稿會根研三)

平將門論(荒井庸夫著) 大同館發行

明治になつて以來總ての方面の進歩と共に史學界にも一大進歩を來し幾多の諸問題は新しき見方に依て其の眞想を論議せらるゝに至つた、將門の問題も其の一である。田口博士が史海に於て先

づ第一の烽火を上げられ、次で織田完之氏も將門の冤を注ぐことに全力をつくされた、斯くて將門の眞想も段々明白になり小學校の國史よりも將門叛亂の事蹟は削除せらるゝ程になつた、而して荒井氏の平將門論は更により充分なる理解を我々に與ふるものである、氏は其の銳利なる推理力と平易なる文章を以て餘す所なく將門の心理と行爲とを解剖し叙述されてゐる。

氏は先づ將門は何處の人であるかとの問題に對して將門記及び日本紀略の記事に依り將門の本據を下總國豐田郡と斷定し相馬傳説の謬妄を各方面より十分に立證し、つゞいて非常に變遷の多かつた利根川流域の此地方の地形が當時は如何に現今と異つてゐたかを述べ將門一族の住所を決定し、又今まで解決するこの出来なかつた偽宮の位置については將門記に「下總國之亭南」とあるがその抄本(彰考館所藏寫本)には「下總國亭南」とあつて之字がなく又將門記の他の一箇所に明に之字を誤寫した例があるからこれは下總國亭の南の誤であらうとなし、すれば將門の偽宮の位置は現今の結城郡岡田村國生の南の方であつたらうとされてゐる、又當時東國の豪族は牧場と深い關係があつたが將門もやはり大なる牧場を管理してゐたのであつて現今の岡田村古間木や安靜村大間木は古牧、大牧の轉訛であることは疑ひないことされ、次で眞の將門の墓は現今岡田村の南端にある「ミヨノメ」と呼ばるゝ一廓であること斷定されてゐる、聞く所に依る氏は茨城縣立水海道中學校長の職にあると言ふ従つて此等の研究は氏自ら度々實地踏査を爲された結果であるからして、その正鵠なる點に於ては先